

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当部（局）担当者 様
中核市

いつもお世話になっております。

標記について、先日、下記のメール①及び②により、ご連絡したところですが、送付した資料に一部誤りがありましたので、各ご担当者様におかれましては、大変ご面倒をおかけいたしますが、差し替えていただきますようしくお願い致します。

■-----□

（代表）03-5253-1111

企画課自立支援振興室社会参加支援係（内 3006・3089）

□-----■

-----Original Message-----

From: 障害保健 福祉改革 (syougaiikaikaku)

Sent: Monday, April 01, 2013 9:37 PM

Subject: 【厚生労働省】障害者総合支援法に基づく補装具費の支給に係る完成用部品の取扱い等について①

※データ容量が大きいため、5回に分けて送信します。

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項及び第76条第2項に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年9月29日 厚生労働省告示第528号）の別表の1の（1）の才、（2）の才、（3）の才及び（4）の才の完成用部品の名称、使用部品、価格等については別に定めることとしているが、今般、別添の通り「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」を定め、平成25年4月1日から適用することとしました。（別添資料①、②）

完成用部品の取り扱いについては、以下のとおり事務連絡を作成しておりますので、
本体通知と併せてご確認ください。(別添資料③)

また、平成 25 年 4 月 1 日の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律の施行に伴い、「義肢、装具及び座位保持装置等に係る補装具費支給事務取扱要領」及び
「補装具費の支給における道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づく警察署長の
確認手続について」の通知の一部を改正しました。(別添資料④、⑤、⑥、⑦)

つきましては、内容を御了知の上、都道府県におかれては、管内市町村へご周知方、よろしく
お願いいたします。

■-----□

(代表) 03-5253-1111

企画課自立支援振興室社会参加支援係 (内 3006・3089)

□-----■